

資料1 南丹市美しいまちづくり条例

南丹市美しいまちづくり条例

平成18年1月1日
条例第166号

目次

第1章	総則(第1条—第6条)
第2章	自然景観保全(第7条—第9条)
第3章	まち並み保全(第10条)
第4章	生活環境の育成 (第11条—第15条)
第5章	水質保全(第16条・第17条)
第6章	環境美化推進委員 (第18条—第20条)
第7章	土地開発、建築の規制 (第21条—第23条)
第8章	公害発生防止 (第24条—第26条)
第9章	推進体制(第27条)
第10章	環境基本計画 (第28条・第29条)
第11章	補則(第30条)
	附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、南丹市の美しいまちづくり施策を推進する上で、生活環境、自然環境、景観の維持保全を図り、市並びに市民及び市内外の関係者の責務を定め、美しいまちづくりの推進を目的とする。

(基本理念)

第2条 市民は、南丹市の優れた自然と先人から受け継いだ歴史的、文化的遺産を将来にわたって継承し、潤いと安らぎに満ちた美しい景観と住みよい環境づくりを推進する。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「起業者」とは、南丹市の区域内における開発行為に係る工事の請負契約の発注者又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。
- (2)「来訪者」とは、観光・レクリエーションを目的として南丹市を訪れる者

をいう。

- (3)「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更及びこれらに類するとみなし得る行為をいう。

(市の責務)

第4条 市は、総合計画に基づくまちづくりの方針により、環境の維持保全が実現されるよう、総合的な施策の実施に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活において互いにその生活環境を損なうことのないよう心掛け、自ら進んで良好な環境の形成に努めなければならない。

(関係者の責務)

第6条 市内外の関係者は、営業又はその他の活動を行うに当たり、美しいまちづくりによる良好な環境の創造に努めなければならない。

第2章 自然景観保全

(緑の保全)

第7条 南丹市、市民、起業者及び来訪者(以下「市民等」という。)は豊かな生活環境を確保するために、不可欠な要素である優れた風景地の緑を保全し、地域の緑化に努めなければならない。

(緑化の推進)

第8条 市は、その管理する公園、広場その他の公共の場所の敷地内に樹木又は花き等を植栽し、その育成に努めなければならない。

(緑化の普及)

第9条 市民等は、自己の所有し、又は管理する土地等に樹木又は花き等の植栽を行い、土地等の緑化による良好な環境の育成に努めなければならない。

第3章 まち並み保全

(美化意識の高揚)

第10条 市民等は、豊かな自然環境、美しい集落景観を維持することが、快適な生活に欠くことのできない貴重な財産であることを理解し、自然の保護と環境の美化に努めなければならない。

第4章 生活環境の育成

(実践活動)

第11条 市民等は、美しいまちづくりのため、河川・道路や行楽地等におけるごみの持ち帰り運動の推進及び美化清掃活動を推進しなければならない。

2 市民等は、土木及び建築工事等に伴う資材、廃材又は廃車の保管については、その周囲を清潔に保ち、環境の美化に努めなければならない。

(環境美化)

第12条 市民等は、家庭の外で生じさせた空き缶、空き瓶、吸殻その他の廃棄物等(以下「廃棄物等」という。)を持ち帰り、又は回収する容器へ収納するよう努めなければならない。

第12条の2 犬、猫その他の愛がん動物の飼育者は、その動物に適した管理に努めるとともに、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすことのないように飼育しなければならない。

第12条の3 土地又は建物の所有者及び管理者は、当該土地又は建物が地域の良好な生活環境を損なう状況にならないよう努めなければならない。

(関係者の適正処理)

第13条 市内外の関係者は、その活動によって生じる廃棄物の散乱を防止し、生じた廃棄物等を自らの責任と負担において適正に処理し、市の実施する施策に協力するものとする。

(廃棄物の再利用)

第14条 市民等は、物の大切さを認識し、可能な限り活用できる廃棄物の再利用の促進に努めなければならない。

(散乱防止重点区域)

第15条 市長は、ごみの散乱を特に防止する必要があると認める区域をごみの散乱防止重点区域として指定することができる。

第5章 水質保全

(水質対策)

第16条 市は、河川の水質を守るため、汚濁防止と水質保全に努めるものとする。

(河川愛護)

第17条 市民等は、廃食用油等の処理及び洗剤の使用等を適正に行い水質保全に努め、調理くず及び廃棄物等を水路、河川に投棄してはならない。

第6章 環境美化推進委員

(設置)

第18条 健康で文化的な生活を推進し、地域の環境保全と市民の健康増進のために、各地区に環境美化推進委員(以下「委員」という。)を設置する。

(任期)

第19条 委員は、当該地区住民の推薦に基づき、市長がこれを委嘱し、その任期は1年とする。ただし、やむを得ぬ事由により任期の中途において退職する場合は、後任者は前任者の残任期間とする。

(任務)

第20条 委員は、当該地区において次の各号に掲げる事項の実施については、次のとおりとする。

- (1) 地域住民への環境美化及び衛生意識の啓発、高揚の指導
- (2) 地域で行う環境美化活動及びこれに関する指導
- (3) 地域住民へのごみの分別・回収、及び再資源化の方法の啓発指導
- (4) 地域のごみ収集施設の管理・運営に関すること。
- (5) その他環境衛生の促進に関すること。

第7章 土地開発、建築の規制

(風俗営業店等の規制)

第21条 次に掲げる区域については美しい自然景観を守り、良好な生活環境の保全を図るため、パチンコ店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号に規定する遊技場のうちマージャン遊技を目的とするものを除く遊技施設)の設置は認めない。

- (1) 旧美山町の区域
- (2) その他特に市長が定める区域

(ゴルフ場開発の規制)

第22条 次に掲げる区域についてはゴルフ場(5ヘクタール以上)の開発については認めない。

- (1) 旧美山町の区域
- (2) その他特に市長が定める区域

(廃棄物処理施設の規制)

第23条 一般及び産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、法律に定めのあるもののほか、地域特性に配慮するとともに生活環境保全等に支障のないようにしなければならない。

第8章 公害発生防止

(公害の防止)

第24条 市民等は、近隣に迷惑となる騒音、煤煙、悪臭等の発生防止に努めなければならない。

(不法投棄の防止)

第25条 すべての市民は、廃棄物等を河川、道路、山林等に投棄してはならない。

(野焼きの禁止)

第26条 すべての市民は、廃棄物を畑、ドラム缶等で焼却してはいけない。

第9章 推進体制

(推進体制の確立)

第27条 この条例を円滑に推進するため、南丹市の環境を守り育てる会(以下「育てる会」という。)を設置する。

2 育てる会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 環境基本計画

(環境基本計画)

第28条 市長は、基本理念にのっとり、美しいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、南丹市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ第29条に定める南丹市環境審議会の意見を聞かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(環境審議会)

第29条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、南丹市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は委員若干人をもって組織する。

3 委員は、恵み豊かな環境の保全及び創造に関して高い識見を有する者の中から、市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

第11章 補則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の生活を見直し町を美しくする条例(平成2年園部町条例第1号)、八木町環境保全推進委員設置規則(平成13年八木町規則第1号)、日吉町の自然を守り町を美しくする条例(平成9年日吉町条例第26号)又は美しいまちづくり条例(平成4年美山町条例第17号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成19年3月30日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。